

令和7年第3回東久留米市農業委員会総会 次第

1. 日時・場所 令和7年3月25日(火) 午前9時30分～

市役所7階 703会議室

2. 出欠席

1番	松本 正一	出・欠	2番	野瀬 和昭	出・欠	3番	野島 孝宏	出・欠
4番	榎本 義彦	出・欠	5番	吉田 勇	出・欠	6番	並木 隆	出・欠
7番	小宮 光夫	出・欠	8番	高橋 圭一	出・欠	9番	村野 清	出・欠
10番	篠宮 仁	出・欠	11番	篠宮 泰則	出・欠	12番	岸 良晴	出・欠
13番	吉奥 努	出・欠	14番	野崎 武典	出・欠			

(出席 12 名、欠席 2 名、委員の過半数以上の出席により会議は成立)

3. 議事録署名委員 3番委員・野島 孝宏 5番委員・吉田 勇

4. 前回の議事録の承認 14番委員・野崎 武典 1番委員・松本 正一

5. 審議事項

(1) 第3号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

6. 専決処理事項

(1) 報告第5号3番 農地転用届出書の受理について(農地法第4条第1項第7号)

(2) 報告第6号4～6番 農地転用届出書の受理について(農地法第5条第1項第6号)

7. 協議事項

(1) 令和7年度 東久留米市農業委員会活動指針(案)について

8. 報告事項

(1) 第66回農業委員会・農業者大会について(2月20日)

(2) アシストスーツ体験会について(2月26日)

(3) 東京都農業会議第135回通常総会について(3月17日)

(4) 令和7年度体験型農園の作付け計画について

9. その他

(1) 農地パトロールの日程等について(4月24日 農業委員会終了後)

(2) JA理事からの報告

(3) その他

10. 次回総会 令和7年第4回東久留米市農業委員会総会

令和7年4月24日(木) 午前9時30分～ 市役所7階 701会議室

令和7年第3回東久留米市農業委員会総会 進行台本

◎開会

○事務局長 只今より、令和7年第3回東久留米市農業委員会総会を開会します。

◎出欠席

○事務局長 委員の出欠席を確認します。出席12名、欠席2名、農業委員会会議規則第6条により、委員の過半数以上の出席により会議は成立となります。

◎議事録署名委員

○事務局長 3. 議事録署名委員につきましては、3番野島 孝宏委員 5番吉田 勇委員をお願いいたします。

◎前回の議事録の承認

○事務局長 4. 前回の議事録の承認に入ります。2月20日に開催しました第2回農業委員会総会の議事録について、14番野崎 武典委員 1番松本 正一委員より承認を得ておりますのでご報告いたします。

以降の進行にあたりましては、農業委員会会議規則第4条により農業委員会会長が執り行います。

◎審議事項

○議長 5. 審議事項に移ります。(1) 第3号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、事務局からの説明を求めます。

○事務局 相続税の納税猶予に関する適格者証明についてご説明いたします。農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予等の適用にあたっては、租税特別措置法第70条の6第1項の規定を受けるために農業委員会の証明が必要となります。

資料「相続税の納税猶予に関する適格者証明」をご覧ください。

～事務局説明～

○議長 当該農地については、篠宮^{しみみややすり}泰則委員が現地確認を行っておりますので、現状報告をお願いいたします。

○篠宮委員 ～補足説明～

○議長 ただいま、事務局及び篠宮泰則のみややすのり委員より説明がありましたが、委員より質疑がございましたら挙手にてお願いいたします。

～質疑～

○議長 それではお諮りいたします。第3号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についての採決いたします。本議案について承認される委員は、挙手をお願いいたします。

挙手多数、よって、第3号議案については、証明するものと決めます。

～申請者入出～

～会長より納税猶予制度等について説明～

(終身営農・税務署に3年毎に継続証明の届出・適正管理等)

～申請者退出～

◎専決処理事項

○議長 6. 専決処理事項に移ります。(1) 報告第5号3番 農地転用届出書の受理について(農地法第4条第1項第7号)、事務局からの説明を求めます。

○事務局 資料「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」をご覧ください。この届出は、所有権移転を伴わず農地を農地以外の地目に変更する場合に届け出ってもらうものであり、東久留米市農業委員会の事務処理規程により専決処理案件となっております。

～事務局説明～

○議長 ただいま、事務局より説明がありましたが、委員より質疑がございましたら挙手にてお願いいたします。

～質疑～

○議長 それでは次に(2) 報告第6号4～6番 農地転用届出書の受理について(農地法第5条第1項第6号)、事務局からの説明を求めます。

○事務局 資料「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」をご覧ください。この届出は、農地を農地以外の地目に変更し所有権移転を伴う場合に届け出ってもらうものであり、東久留米市農業委員会の事務処理規程により専決処理案件となっております。

～事務局説明～

○議長 ただいま、事務局より説明がありましたが、委員より質疑がございましたら挙手にてお願いいたします。

～質疑～

◎協議事項

○議長 7. 協議事項に移ります。(1) 令和7年度 東久留米市農業委員会活動指針(案)について、事務局より説明を求めます。

○事務局 ～報告～

○議長 ただいま、事務局より説明がありましたが、委員より質疑がございましたら挙手にてお願いいたします。

～質疑～

○議長 それでは、令和7年度 東久留米市農業委員会活動指針(案)について、承認される委員は、挙手をお願いいたします。

～全員挙手～

◎報告事項

○議長 8. 報告事項に移ります。(1) 第66回農業委員会・農業者大会について、事務局より報告をお願いします。

○事務局 2月20日に開催された農業者大会について事務局報告。

○議長 ただいま事務局から報告がありましたが、委員の皆様から何か感想等ありますか？なければ次に移ります。

○議長 続きまして(2)アシストスーツ体験会について事務局より報告をお願いします。

～事務局報告～

○議長 ただいま事務局から報告がありました。委員の皆様から質問等ありますか？

～質疑～

○議長 続きまして（３）東京都農業会議 第 135 回通常総会について、私が出席しましたので、報告いたします。

～議長報告～

続きまして（３）令和 7 年度 体験型農園の作付計画等について、事務局より報告をお願いします。

○事務局 農業体験型農園は単に農地所有者が経営する農園としてだけではなく、自然と親しむ機会の少ない都市住民が身近に農業を体験し、農業技術を取得して余暇活動の充実に繋がることを目的としています。また、農業者にとっても経営上のメリットが大きいことで、都市農業の振興に繋がることを期待されています。

相続税納税猶予対象農地でも開園でき、東久留米市農業委員会では、年に 1 度体験型農園の運営計画書と作付け計画書を提出していただくことで、農地が適切に管理されている点や納税猶予対象地で経営されている事実を確認しています。

◎その他

○議長 9. その他に移ります。（１）農地パトロールの日程等について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

～事務局説明～

○議長 続きまして、（２）JA 理事から報告はございますか。

○篠宮 仁委員 ～報告～

○議長 続きまして、（３）その他です。事務局から何かありますか？

○事務局長 農業振興計画改定に伴う、市民アンケート結果等について報告します。

～アンケート結果概要報告～

○議長 ただいま事務局から報告がありました。委員の皆様から質問等ありますか？

～質疑～

◎次回総会

○議長 10. 次回総会についてですが、令和7年第4回東久留米市農業委員会総会は、令和7年4月24日 午前9時30分より市役所7階701会議室にて行います。

○議長 只今をもちまして、令和7年第3回東久留米市農業委員会総会を閉会いたします。本日はありがとうございました。

令和 7年4月24日

議 長 村野 清(自署)

3 番委員 野島 孝宏(自署)

5 番委員 吉田 勇(自署)